様式1 (行政手続法適用:個票番号601)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分 名	犬の鑑札の交付
根	拠法令名	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)
根	拠 条 項	第4条第2項
根	拠 条 文	市町村長は、前項の登録の申請があったときは、原簿に登録し、 その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
審の	査 基 準 容	上記根拠条文のとおり (登録) 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。
標準	総期間	1日(注:日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
準処理	経由機関	日(機関名:
期	協議機関	日(機関名:
間	処分機関	1日(機関名:環境林務課環境衛生係)
所	管 部 署	環境林務課環境衛生係
備	考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号602)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分 名	犬の注射済票の交付
根	拠法令名	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)
根	拠 条 項	第5条第2項
根	拠 条 文	市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
審の	査 基 準 内	上記根拠条文のとおり (予防注射) 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。
標準	総期間	1日(注:日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
処	経由機関	日(機関名:
理期間	協議機関	日(機関名:
月月	処分機関	1日(機関名:環境林務課環境衛生係)
所	管 部 署	環境林務課環境衛生係
備	考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号603)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分	名	犬の鑑札の再交付
根	拠法令	名	狂犬病予防法施行令(昭和28年法律第236号)
根	拠 条	項	第1条の2
根	拠 条	文	市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があったときは、鑑札を交付しなければならない。
審の	査 基 内	準容	上記根拠条文のとおり
標準	総期	間	1日(注:日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
- 処理	経由機	鯹	日(機関名:
期	協議機	鯹	日(機関名:
間	処分機	鯼	1日(機関名:環境林務課環境衛生係)
所	管 部	署	環境林務課環境衛生係
備		考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号604)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分 名	犬の注射済票の再交付
根	拠法令名	狂犬病予防法施行令(昭和28年法律第236号)
根	拠 条 項	第3条
根	拠 条 文	市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があったときは、注射済票を交付しなければならない。
審の	查 基 準 内	上記根拠条文のとおり
標準	総期間	1日(注:日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
処	経由機関	日(機関名:
理期間	協議機関	日(機関名:
	処分機関	1日(機関名:環境林務課環境衛生係)
所	管 部 署	環境林務課環境衛生係
備	考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号605)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分 名	埋葬、火葬又は改葬の許可
根	拠法令名	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)
根	拠 条 項	第5条第1項
根	拠 条 文	埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。
審の	査 基 準 内 容	上記根拠条文のとおり
	1.J 4E	第5条第2項 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあっては 死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通 知を受け、又は船舶 の船長から死亡若しくは死産に関する航海 日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあって は死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。
標準	総期間	5日(注:日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
処理	経由機関	日(機関名:
期間	協議機関	日(機関名:
旧印	処分機関	5日(機関名:環境林務課環境衛生係)
所	管 部署	環境林務課環境衛生係
備	考	

令和5年11月10日作成

処 分 名	一般廃棄物処理業の許可
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
根 拠 条 項	第7条第1項、第6項
根 拠 条 文	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
審査基準容	(一般廃棄物処理業) 第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。2~4省略 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。一当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 こ その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 こ その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 一申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものロ破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。) 若しくは第二 項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除 く。) 若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読 み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を 経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第 十四条の六において準用する場合を含む。)に該当することに より許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消 しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条 の規定による通知があった目前六十日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか を問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又 はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認めら れる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第 五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日か ら五年を経過しないものを含む。)
- へ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると 認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その 役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれか に該当する者のあるもの
- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行お うとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならな い。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限 る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業と して行う者その他環境省令で定める者については、この限りでな い。

7~9省略

- 10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

- 第二条の二 法第七条第五項第三号(法第七条の二第二項において 準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、 次のとおりとする。
 - 一 施設に係る基準
 - イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有する こと。
 - ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、 及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置 を講じた施設であること。
 - 二 申請者の能力に係る基準
 - イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに 足りる経理的基礎を有すること。

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

- 第二条の四 法第七条第十項第三号(法第七条の二第二項において 準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、 次のとおりとする。
 - 一 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合
 - イ 施設に係る基準
 - (1) 浄化槽(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、 当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
 - (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
 - ロ 申請者の能力に係る基準
 - (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を 有すること。
 - (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - 二 埋立処分を業として行う場合
 - イ 施設に係る基準
 - (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
 - (2) 削除
 - ロ 申請者の能力に係る基準
 - (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに 足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	総期間	7 日	(日曜日、土曜	日及び祝日は含まない	`°)
	経由機関	日	(機関名:)
	協議機関	日	(機関名:)	
	処分機関	7 日	(機関名:環境	林務課廃棄物対策係)	
所	管 部 署	環境林務語	课廃棄物対策係		
備	考				

処 分 名	浄化槽清掃業の許可
根拠法令名	浄化槽法(昭和58年法律第43号)
根拠条項	第35条第 1 項
根拠条文	浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を 管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
審の基準容	(許可の基準) 第三十六条 市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その拠分のあつた目前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの。第四十一条第二項の規定により事可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの。第四十一条第二関の規定により事可を取り消され、その停止の期間が経過しない者 ホ その業務に関して正文は定しない者。と認めるに足りる相当の理財がある者、応棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項者に処せられ、その規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 ア項の許可を受けて一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第七条の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内に

その一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力 を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又は ヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからりまでのいずれかに該当 する者があるもの

【環境省関係浄化槽法施行規則】

(浄化槽清掃業の許可の技術上の基準)

- 第十一条 法第三十六条第一号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
 - 二 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈 殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出 し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
 - 三 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等 の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適す る器具を有していること。
 - 四 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務 に従事した経験を有していること。

標準処理期間	総期間	7日(日曜日、土曜	曜日及び祝日は含まない。)
	経由機関	日(機関名:)
	協議機関	日(機関名:)
	処分機関	7日(機関名:環境	意林務課廃棄物対策係)
所	管 部 署	環境林務課廃棄物対策係	Ŕ
備	考		

様式1 (行政手続法適用:個票番号608)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分名	名	火入れの許可
根	拠法令名	名	森林法(昭和26年法律第249号)
根	拠 条 5	頁	第21条第1項
根	拠 条 3	文	森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。
審の	查基 为 农	準容	森林法第21条第2項の基準に適合する場合に許可する。 なお、国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野又は これに接近する森林若しくは土地について同項の許可をするには、 あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その 同意を得なければならない。(森林法第21項第3項) 第21条第2項
			前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。 一 造林のための地ごしらえ 二 開墾準備 三 害虫駆除 四 焼畑 五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの
標準	総期間	間	1 4 日
华処理	経由機関	関	日(機関名:
性期 間	協議機関	関	7日(機関名:森林管理署長)
l±1	処分機関	関	14日(機関名:環境林務課林政係)
所	管部署	署	環境林務課林政係
備	- *	考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号609)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分	名	施業実施協定の認可
根	拠法令	· 名	森林法(昭和26年法律第249号)
根	拠 条	項	第10条の11の9第1項
根	拠 条	文	市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。
審の	査 基	準容	森林法第10条の11の12第1項の基準に適合する場合に許可する。
	ΥJ	谷	第10条の11の12第1項 市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請 が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しな ければならない。 一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するもので ないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでな いこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると 認められるものであること。
標業	総期	間	14日
準処理	経由機	と関	日(機関名:
理期間	協議機	と関	日(機関名:
	処分機) と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	14日(機関名:環境林務課林政係)
所	管 部	署	環境林務課林政係
備		考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号610)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分名	名	施業実施協定の変更の認可
根	拠法令名	名	森林法(昭和26年法律第249号)
根	拠 条 項	項	第10条の11の13
根	拠 条 3	文	施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定 非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しよ うとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町 村の長の認可を受けなければならない。
審の		准容	森林法第10条の11の12第1項の基準に適合する場合に許可する。 第10条の11の12第1項 市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請 が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しな ければならない。 一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するもので ないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでな いこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると 認められるものであること。
+==	√/\ 11 □ 目	38	1.4.
標準	総 期 間	削	14日
処理	経由機関	関	日(機関名:
7期間	協議機関	関	日(機関名:
	処分機関	関	14日(機関名:環境林務課林政係)
所	管部署	署	環境林務課林政係
備		考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号611)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分	名	施業実施協定の廃止の認可	
根	拠法令	· 名	森林法(昭和26年法律第249号)	
根	拠 条	項	第10条の11の15	
根	拠 条	文	施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定 非営利活動法人等は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は 第十条の十一の十三第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しよ うとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、 市町村の長の認可を受けなければならない。	は
審の	査 基 内	準容	森林法第10条の11の15第1項の基準に適合する場合に廃止の認可 を行う。	丁
			第10条の11の15第1項 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定 非営利活動法人等は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は 第十条の十一の十三第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しよ うとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、 市町村の長の認可を受けなければならない。	は
標準処理期間	総期	間	14日	
	経由機関		日(機関名:	
	協議機	と関	日(機関名:	
	処分機	义	14日(機関名:環境林務課林政係)	
所	管 部	署	環境林務課林政係	
備		考		

処 分	名	森林経営計画の認定
根拠法	令名	森林法(昭和26年法律第249号)
根拠纟	条 項	第11条第1項
根拠彡	条 文	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画(以下「森林経営計画」という。)を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。
審の	基	森林法第11条第5項の基準に適合する場合に認定をする。 第11条第5項 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営 計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨 の認定をするものとする。 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図る ために有効かつ適切なものであること。 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林 生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐そ の他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進 を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業 の実施に関する基準 三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備 の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に 従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 五 第二項第四号又は第七号に掲げる事項が記載されている場合には、一つの表示と表示。 第二項第四号又は第七号に掲げる事項が記載されている場合には、当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林 の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省 令で定める要件に該当するものであること。
標総	期間	14日
5 経世	機関	日(機関名:
標準処理期間総経はいる。	機関	日(機関名:
処分	機関	14日(機関名:環境林務課林政係)
所管音	部 署	環境林務課林政係
備	考	

処	分	名	森林経営計画の変更認定
根	拠法令	名	森林法(昭和26年法律第249号)
根	拠 条	項	第12条第1項
根	拠 条	文	前条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。
審の	查内基	準容	森林法第11条第5項の基準に適合する場合に認定をする。第11条第5項 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準 ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準 三 市町村森林整備計画の内容に照らして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準 三 市町村森林整備計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 五 第二項第四号又は第古号に掲げる事項に火丸されると認められること。 五 第二項第四号又は第古号に掲げる事項に火丸と記められること。 本 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。 本 当該森林経営計画の対象とする森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることとの他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると記められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。
標	総期	間	14日
薤	経由機	鯹	日(機関名:
標準処理期間	協議機	鯹	日(機関名:
	処分機	鯹	14日(機関名:環境林務課林政係)
所	管 部	署	環境林務課林政係
備		考	

様式1 (行政手続法適用:個票番号614)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

処	分	名	森林施業に関する測量のための他人の土地への立入り等の許可
根:	拠法令	名	森林法(昭和26年法律第249号)
根	拠 条	項	第49条第1項
根	拠 条 〕	文	森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、 又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
審の		松 本	上記根拠条文及び森林法第49条第6項のとおり。 第49条第6項 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、 獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがあ る場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町 村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場 合には、第二項から前項までの規定を準用する。 森林施業に関する測量又は実地調査のため必要がある場合及び森 林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイル スが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合に許可をする。 ただし、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意 見書を提出する機会を与えなければならない。(第49条第2項)
標	総期	間	1 4 日
準 処 理	経由機	関	日(機関名:
理期間	協議機	関	日(機関名:
	処分機	関	14日(機関名:環境林務課林政係)
所	管部	署	環境林務課林政係
備	į	考	